

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーペリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議【発注者指定型】）

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【発注者指定型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第10条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（本業務の特記仕様事項）

第11条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

（本業務における特記仕様事項を記載）

R 7 吉土 宮川内ダム 阿波・土成宮川内 ダム総合点検業務 特記仕様書

1 業務目的

本業務は、宮川内ダムの土木構造物およびその他ダム施設等について、既往の『R 5 吉土 宮川内ダム 阿波・土成宮川内他 ダム長寿命化計画策定業務』（以下、“過年度業務”と称する）等成果を基に、ダム総合点検の基礎資料を整理するとともに、“専門家の意見聴取および助言”等の実施およびその結果をふまえた、“健全度評価および維持管理方針（案）”をとりまとめるものである。

2 対象施設及び設備

本業務における対象施設・設備は図- 2.1 のとおりである。

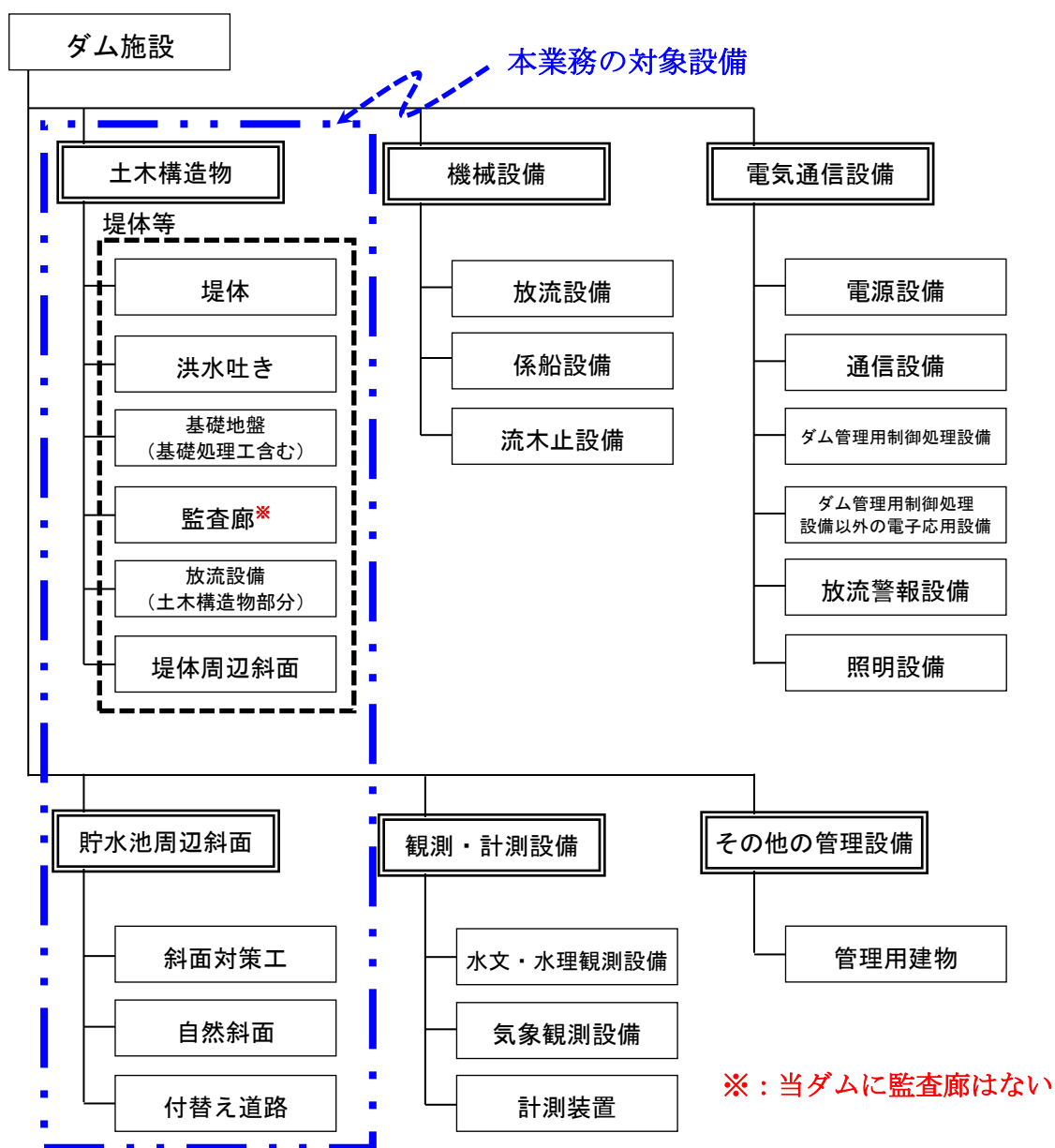


図- 2.1 本業務の対象施設および対象設備

3 業務内容

3.1 計画準備

本業務に関する契約図書・指示事項等を踏まえて、業務を実施するにあたっての技術的方針および遂行スケジュールを検討して、業務計画書を作成する。

3.2 健全度評価と維持管理方針（案）作成

3.2.1 点検計画の確認・更新

既往資料の収集・整理や現地状況の確認を行った上で課題を整理し、“過年度業務”で提案された“ダム点検計画（案）”について妥当性を検証したうえで更新する。

(1) 資料収集・整理

本業務遂行に必要となる既往資料（完成図書類、操作規則・細則、ダム定期検査、洪水調節記録、臨時点検記録や補修・更新に係る過去の履歴資料等）を収集・整理し、宮川内ダムの管理・運用状況を把握するとともに、各設備に係る機能と現状（設備状況）を把握・確認する。

(2) 現地状況の概査

既往資料の収集・整理結果を踏まえて、目視、聞取り等による現地概査を実施し現場状況を把握したうえで、“過年度業務”の内容等を確認する。

(3) 課題の抽出

(1)および(2)の結果をもとに、基本調査、追加調査に向けた課題を抽出し、【様式A4】（専門家の意見・助言記入欄あり）を作成する。

(4) 点検計画（基本調査計画および追加調査計画）の立案

上記(3)でとりまとめた課題を踏まえ、各課題とダム安全性への影響度を把握したうえで、基本調査で留意すべき事項および追加調査として実施すべき事項を明らかにする。そのうえで、基本調査計画に関係する“過年度業務”の内容を確認し整理する。

また、必要に応じて、施設の劣化や損傷に着目した追加調査計画を立案し、【様式D】に整理する。

(5) 専門家からの意見聴取および助言

以上までの検討結果をもとに、抽出した課題と点検計画（基本調査・追加調査）の内容を整理した【様式A】に基づき、“ダム土木構造物を対象とした点検計画（案）”について専門家からの意見聴取および助言を得て、最終的な点検計画（基本調査、追加調査）を作成する。

3.2.2 基本調査

“過年度業務”を基に“基本調査”について検証・整理し、【様式B】を作成する。

なお、点検計画策定の過程で追加調査が必要であると判断された場合は、発注者と協議のうえ実施すること。

(1) 設計に関する調査

“過年度業務”成果における“現行基準に照らした設計に関する調査等”に対して、現行の設計基準類等に照らして妥当性を再確認する。

(2) 管理記録による調査・解析（漏水量、揚圧力、水質、堆砂等）

宮川内ダムは、監査廊が設置されておらず、堤体の安全管理上必要とされる“漏水量”および“揚圧力”の計測ができない。このため、水質および堆砂を対象として、管理記録等を基に再評価する。

(3) 現地調査

基本調査の結果より、現地調査（ダム土木構造物や貯水池周辺斜面の劣化状況や補修箇所等を確認するための調査）の必要性の有無を判断する。なお、専門家からの意見徴収等より、現地調査が必要であると判断された場合は発注者と協議のうえ実施すること。

3.2.3 健全度評価と維持管理方針の策定

(1) 健全度の再評価

ダム土木構造物の健全度は、想定される劣化進行を基に、不具合箇所の特徴や宮川内ダムの特徴を踏まえ、ダムの安全性、機能に与える影響を検討した上で再評価を行い、『ダム総合点検記録表』の【様式D1】にとりまとめる。

(2) 維持管理方針（案）作成

以上までに実施した健全度評価およびそれらを踏まえた今後の点検方針や補修対策の基本等、維持管理方針(案)を作成し、【様式D2】にとりまとめる。

(3) 専門家からの意見聴取および助言

健全度評価および維持管理方針（案）について、必要に応じて実施された現地確認と併せて専門家からの意見聴取および助言を得て、【様式D】を加筆・修正する。

3.3 その他のダム施設等の評価

その他のダム施設等（水質、堆砂、貯水池周辺斜面）については、日常点検、定期検査、ダム等管理に係る宮川内ダムの“管理マニュアル”や“点検整備基準”類等に基づき実施された測量・調査結果、定期報告書等の要点を整理する。

あわせて、現在行っている日常点検等の内容・頻度について評価・検討する。

3.4 ダム総合点検結果のとりまとめ

土木構造物およびその他のダム施設等、管理記録による安全性の評価”、“現地調査結果の評価”、“今後の維持管理の方針”をカルテとして記録・作成する。

3.5 報告書作成

業務の目的を踏まえ、業務遂行の各段階で作成された結果をもとに、その方法・過程・結論について記載した報告書を作成する。

4 打合せ協議

本業務の打合せは、業務着手時、中間時 3 回、成果品納入時の計 5 回以上行う。なお、業務着手時および業務完了時には、管理技術者が立会うものとする。

5 《参考》

5.1 専門家からの意見聴取及び助言について

本業務は、ダム総合点検にある「専門家からの意見聴取及び助言」の実施を含むものとする。専門家の選定については、ダム総合点検実施要領等基準や国交省の通達などに基づくものとする。選定にあたり、選定方法等を提案し発注者の了解を得ること。

（参照：『H26.8 国交省【事務連絡】ダム総合点検に関する留意事項について』における“専門家の専任について”）

5.2 総合点検に関連する最新の主要基準類

表- 5.1 はダム（ダム土木構造物）の総合点検に関連する最新の主要基準類を示したものであり、本業務ではこれら最新の情報に基づいて業務を実施する。

表- 5.1 ダムの点検・長寿命化に関わる主要な基準類

No	基準類名称	編集または発行所	発行年
1	ダム総合点検実施要領・同解説	国土交通省	H25.10
2	ダム総合点検における健全度評価等にあたっての留意事項について	国土交通省	H27.7.3
3	ダム総合点検の実施にあたっての留意事項について	国土交通省	H27.7.29
4	河川砂防技術基準（案）維持管理編（ダム編）	国土交通省	H28.3
5	ダム定期検査の手引き〔河川管理施設のダム版〕	国土交通省	H28.3
6	貯水池周辺の地すべり等に係る調査と対策に関する技術指針・同解説	国土交通省	H31.3

【表- 5.1 の解説】

- ① 『ダム総合点検における健全度評価等にあたっての留意事項について』は、平成 27 年 7 月 3 日に新たに出たものであり、カルテにおける表現の統一化が図られている。
- ② 『ダム総合点検の実施にあたっての留意事項について』は、平成 27 年 7 月 29 日に出されたものであり、“ダム総合点検に関する説明会”におけるダム総合点検全般に関する質疑結果を留意事項としてとりまとめたものである。
- ③ 『河川砂防技術基準（案）維持管理編（ダム編）』は平成 26 年 4 月に初版発行後、平成 27 年 3 月⇒平成 28 年 3 月に改定されている。これは、平成 28 年 3 月に改定された『ダム定期検査の手引き』との整合を図ったものであり、ダム施設および貯水池の状態把握に関する記載、関連通知の変更等が主な改定内容である。

- ④ 平成 28 年 3 月に、『ダム定期検査の手引き』が改訂され、平成 14 年 2 月版の手引は廃止されている。新たな『ダム定期検査の手引き』は、平成 25 年 10 月に出された『ダム総合点検実施要領・同解説』との整合を図るため、検査事項の分類や健全度評価の判定区分等がある程度統一させている（ダム総合点検の a1、a2、b1、b2、c の五段階に対して a、b1、b2、c の四段階）。

5.3 その他のダム施設等の評価について

(1) 貯水池の水質

ダム等管理に係る“宮川内ダム点検整備基準”等に基づき実施された既往の水質調査関連資料（定期調査や出水時調査等）を収集し、宮河内ダム貯水池の特性（気候、流況、回転率、水位変動）等のダム貯水池水質に係る基本的な情報を整理する。

そのうえで、宮川内ダムの水質状況（環境基準の指定状況、水質調査地点、水質調査項目、実施状況、時系列変化、水質障害の発生事例等）を整理し、注目すべき水質項目や変化の見られない水質項目等の評価を行う。また、過去に発生した水質変化現象（冷温水、濁水長期化、富栄養化、その他）を整理する。

以上の整理結果をもとに、最新の『ダム貯水池水質調査要領 平成 27 年 3 月』に照らして、計測項目、調査場所、調査時期等の水質調査に係る今後の留意点・改善点について考察を加え、総合的な維持管理方針としてとりまとめる。

(2) 貯水池内の堆砂

宮川内ダムにおける過去（試験湛水時～現在）の管理記録より、貯水池堆砂量の解析（堆砂傾向分析）を行う。解析にあたっては、流入量（もしくは雨量）、当該年に発生した洪水に着目し、宮河内ダムにおける貯水池堆砂の傾向を把握し、計測基準や測定方法等に係る今後の留意点・改善点について考察を行う。

また、異常と思われる値がある場合には、堆砂の測量方法等に関する妥当性の検証を行い、今後の対応方針を検討し、総合的な維持管理方針としてとりまとめる。

堆砂測量方法等の評価にあたっては、次の国土交通省通知を基本とし、あわせて、会計検査院からの改善要求事項（平成 26 年 10 月 21 日付け国土交通大臣宛）も踏まえて検討を行う。

- 『ダム貯水池土砂管理の手引き（案）（平成 30 年 3 月）』国土交通省
- ・国土交通省河川局河川環境課長通知「ダムの堆砂状況の報告について（H13.5.22）」
- ・国土交通省河川局流水管理室長通知「ダムの堆砂状況の測定頻度について（H17.3.29）」
- ・および H17 通知内の「ダムの堆砂状況調査要領（案）」

（例えば、原則 400m ピッチで 20m 以下の間隔、貯水池終端部では 200m ピッチで 5m 以下の間隔とされている。また、上流は洪水による背水の影響範囲までとされている。）

(3) 貯水池周辺斜面（地すべり）

貯水池周辺斜面について、試験湛水時の評価結果、日常点検やダム定期検査の結果、目視観察

による現地調査の結果等より、現状の斜面状況等を把握し、位置、規模、湛水の影響、重要度等
を評価し、保全対策の必要性も含めて総合的な維持管理方針としてとりまとめる。

評価にあたっては、『貯水池周辺の地すべり等に係る調査と対策に関する技術指針・同解説（平成
31年3月 国土交通省）』に基づくが、『ダム総合点検実施要領・同解説 H25.10』および『ダム定
期検査の手引き H28.3』に準じた“健全度評価区分”と“新たな評価指標”を設定して検討を行う
ものとする（∵『貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針』および『ダム定期検査の手
引き』の指標は、詳細調査の必要性の有無を判定するものである）。

表- 5.2 現地調査結果に対する評価指標（貯水池周辺斜面）

健全度 評価区分	土木関連施設の評価指標 （ダム総合点検実施要領）	周辺斜面の評価指標
a1	機能低下により、緊急の処置 が必要な状態	地すべり・崩壊の兆候が確認され、ダムおよ び貯水池に影響があるため、応急処置を講ずる とともに対策に向けた詳細調査を実施する。
a2	劣化・損傷により機能への影 響が認められ、何らかの措置が 必要な場合	地すべり・崩壊の兆候が確認され、ダムおよ び貯水池に影響がないものの、第三者への影響 があるため、応急処置を講ずるとともに対策に 向けた詳細調査を実施する。
b1	現状では機能が維持されてい るが、劣化・損傷が認められ、近 い将来、機能に影響を及ぼすと 予見される状態	地すべり・崩壊の兆候が確認され、現在は安 定しているが、降雨等による影響が考えられる ため、保全対象物の重要度に応じて詳細調査を 実施する。
b2	現状では機能が維持されてい るが、劣化・損傷が認められ、中 長期的に機能に影響を及ぼすと 予見される状態	地すべり・崩壊の兆候が確認され、現在は安 定しているが、中長期的には影響が考えられる ため、保全対象物の重要度に応じて詳細調査を 実施する。
c	軽微な劣化・損傷が認められ るが機能に支障はなく、将来的 に影響を及ぼす恐れが無い場合	地すべり・崩壊の兆候は確認されておらず安 定している。

参考- 5.1 :『総点検実施要領（案）【道路のり面工・土工構造物編】』における判定区分

判定区分	判定の内容
× 異常あり	表- 4の異常の判定基準（第三者被害につながるおそれのあるもの） に該当する場合。
△ 異常あり （応急措置済み）	表- 4の異常の判定基準（第三者被害につながるおそれのあるもの） に該当していたが、たたき落とし等の応急的な措置により第三者被害 の可能性がなくなった場合。
○ 異常なし	上記以外（第三者被害につながるおそれのない変状、軽微な変状のある ものを含む）